

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

#### 静岡県教育委員会規則第12号

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
(静岡県立高等学校学則の一部改正)

**第1条** 静岡県立高等学校学則(昭和28年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜松市中区」、「浜松市東区」、「浜松市西区」及び「浜松市南区」を「浜松市中央区」に改め、同表中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改め、同表静岡県立浜松工業高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市中央区」に改め、同表静岡県立浜松湖北高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

(静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則(令和5年静岡県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜松市中区」、「浜松市東区」、「浜松市西区」及び「浜松市南区」を「浜松市中央区」に改め、同表中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改め、同表静岡県立浜松工業高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市中央区」に改め、同表静岡県立浜松湖北高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。